

「非課税」と「基礎控除」お客さまは誤解されていませんか？

税務調査で指摘

無税贈与のつもりが…

相続対策の相談で、よくある会話です。

「子供や孫に、毎年10万円の贈与をしていい」
「どうしてですか？」
「110万円までだったら非課税だから」「なるほど……」

非課税……贈与税の基礎控除の範囲内であれば、実質非課税というのが正しいのでしょうか？

先日、ブレーンの税理士と話していて、税務調査でも指摘されることが多いという話題が出ました。その他こんな話題が出ていました。

お客さまの中には、10万円以下の贈与だと無条件で「非課税」と認められると思っている方が多いが……実際の現場ではどうでしょうか？

保険代理店を営んでいた方の例ですが、2人のお子さんに小学生の頃から年間60万円以下で、保険料の贈与を行っていた。お父さんの預金口座からお子さんの口座に保険料相当分を送金し、贈与の証拠を画面に残すことを意識されていたようです。当然、契約者と保険金受取人はお子さんになっていました。

贈与を本当に認識していたか

事実を証明できるように書面証拠をしっかりと

相続問題を 活用した コンサルティングセールス

(株)UBF 代表取締役
東 潤一

…………… 30 ……………

あづま・じゅんいち

(株)UBF 代表取締役。NPO法人全国資産に関する相談センター代表理事、CFP。簡易保険の営業を経て、99年から乗合代理店となり、保険の営業プラスFPを活用したコンサルティングを展開する。現在は、独立系FPとして、相続・事業承継プランニングを中心にファイナンシャル・プランニング全般の相談業務を行い、セミナー講師としても活躍中。著書等に、「トラブル事例に学ぶ事業承継」、シンニチ実践CDセミナー「トラブル事例に学ぶ事業承継コンサルティング」(新日本保険新聞社刊)がある。

○お客さんが口座管理をできない間は親が口座を管理することになるが、お金の動きがある場合

生命保険料の負担者の判定について
(昭和58年9月・国税庁事務連絡)

1. 被相続人の死亡又は生命保険契約の満期により保険金等取得した場合若しくは保険事故は発生していないが保険料の負担者が死亡した場合において、当該生命保険金又は当該生命保険契約に関する権利の課税に当たっては、それぞれ保険料の負担者からそれらを相続、遺贈又は贈与により取得したものとみなして、相続税又は贈与税を課税することとしている(相法3①一、三、五)。
(注) 生命保険金を受け取った者が保険料を負担している場合には、所得税(一時所得又は雑所得)が課税される。
2. 生命保険契約の締結に当たっては、生計を維持している父親等が契約者となり、被保険者は父親等、受取人は子供等として、その保険料の支払いは父親等が負担しているというのが通例である。このような場合には、保険料の支払いについて、父親等と子供等との間に贈与関係は生じないとして、相続税法の規定に基づき、保険事故発生時を課税時期としてとらえ、保険金を受け取った子供等に対して相続税又は贈与税を課税することとしている。
3. ところが、最近、保険料支払能力のない子供等を契約者及び受取人とした生命保険契約を父親等が締結し、その支払保険料については、父親等が子供等に現金を贈与し、その現金を保険料の支払いに充てるという事例が見受けられるようになった。
4. この場合の支払保険料の負担者の判定については、過去の保険料の支払資金は父親等から贈与を受けた現金を充てていた旨、子供等(納税者)から主張があった場合は、事実関係を検討の上、例えば、①毎年の贈与契約書、②過去の贈与税申告書、③所得税の確定申告書における生命保険料控除の状況、④その他贈与の事実が認定できるものなどから贈与事実の心証が得られたものは、これを認めることとする。

お客さまと認識を共有

贈与に対する指摘は厳しい

この案件については、まだ結論が出ていません。

税理士さんと話していた結論としては、

○相続の税務調査では贈与についてかなり厳しい指摘を受ける。という認識をお客さまと共有しておく。

○やはり基礎控除の範囲内であっても、贈与の

め満期時に一時所得の申告もしている」と主張を

から贈与を認識していたか?という点について「小学生にそのような認識があったわけでは

ないが、ある程度の年齢からは贈与していると父

から聞いて、自分も贈与を認識している。そのた

め満期時に一時所得の申告もしている」と主張を

から贈与を認識していたか?という点について「小学生にそのような認識があったわけでは

ないが、ある程度の年齢からは贈与していると父

から聞いて、自分も贈与を認識している。そのた

め満期時に一時所得の申告もしている」と主張を

から贈与を認識していたか?という点について「小学生にそのような認識があったわけでは

ないが、ある程度の年齢からは贈与していると父

から聞いて、自分も贈与を認識している。そのた

め満期時に一時所得の申告もしている」と主張を

から贈与を認識していたか?という点について「小学生にそのような認識があったわけでは

ないが、ある程度の年齢からは贈与していると父

「連年贈与についてご存じですか？」

相続対策の必要性を考えるきっかけに

ただけだと思います。今後、相続税法の改正が行われ、基礎控除の引

は「何のための入出金か」が、後々分かるように記録を残しておく

以上のような点を、意識して保険料贈与を提案

しなければいけないという、認識で合致しました。

保険料贈与を提案されているみなさんは、すでにこのような点について

はしっかりとアドバイス

をされていると思います。

しかし、110万円までなら「非課税」という認識を持ってもらえるお

客さまは、気軽に110万円以下の贈与をなさ

ている方も多いと思います。相続が発生し、税務調査で指摘を受けて、そ

れまでの相続(税)対策が、間違っていたと認識

される方も多いので、事前にアドバイスをするこ

とでお客さまに喜んでい

き下げが行われると、税務調査の対象が拡大する

という前提で、書面証拠

などをしっかりと残し、確

実に贈与があったことをずつ10年間で分割して贈与するよ」という契約があったものとみなされる場合があります。

このようなお話しに敏感に反応される方が多くいらっしゃると思います。この話題をきっかけに、名義借りで見なされるのか、贈与と見なされるのかとい

った話題につなげ、税制改正が行われた場合を想定しての相続税のシミュレーションの必要性まで話を広げ、きっちり手

順を踏まえた贈与対策に生命保険の保険料贈与も有効な手段の一つとして提案しています。

みなさんのお客さまの中には、誤った認識で贈与対策をなさっている方がいらっしゃるいませんか？顧問の税理士さんがいらっしゃるお客さま

でも、個人資産については相談せずに贈与対策を自分の判断で行っている方も多いので、一声掛け

てみてはいかがでしょうか。

この場合、1100万円に対して一括贈与税がかかる場合があります。

理由としては、「1100万円を贈与するよ。しかし今すぐに1100万円すぐに贈与するので

はなく、毎年110万円

き下げが行われると、税務調査の対象が拡大する

という前提で、書面証拠

などをしっかりと残し、確

かに贈与があったことを

贈与するよ」という契約

があったものとみなされ

る場合があります。